

北海道告示第 10729 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖の処分をした。

令和 3 年（2021 年）5 月 24 日

北海道知事 鈴木 直 道

1 監督処分をした年月日

令和 3 年（2021 年）5 月 17 日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

有限会社堀切構造設計事務所 札幌市北区新琴似 3 条 13 丁目 3 番 15 号

(2) 開設者の名称

堀切 政義

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

(4) 登録番号

北海道知事登録一級（石）第 4034 号

3 監督処分の内容

令和 3 年（2021 年）年 6 月 1 日から令和 3 年（2021 年）6 月 14 日までの 14 日間の建築士事務所の閉鎖

4 監督処分の原因となった事実

管理建築士である一級建築士が、令和 2 年（2020 年）12 月 17 日付けで国土交通大臣から建築士法第 10 条第 1 項の規定に基づき業務停止 14 日間の処分を受けたことが、建築士法第 26 条第 2 項第 4 号に該当する。